

IV. 知的財産

1. 知財活動のグローバル化

1.1 国際競争力のある特許 ポートフォリオ構築

日立グループでは、グローバル化を知財面からサポートするため、国際競争力のある特許ポートフォリオ構築を推進しています。そのための具体的な施策として、日立製作所の創業 100 年にあたる 2010 年度には、日立グループの海外出願総数が国内出願数を上回るような出願計画を立て、それを遂行しています(図 4.1)。

2008 年度は上期の堅調な業績に支えられ、下期の景気減速にも関わらず、通年での海外出願比率を前年度比 2% 増の 47% としました。2009 年度は国内出願案件の厳選と海外出願のコスト削減により、この比率を維持、向上します。

1.2 特許ポートフォリオの現状

前年度に引き続き、日立グループの特許ポートフォリオは質・量ともに高い水準を維持しました。

IEEE Spectrum 誌が 2008 年 11 月号で発表した世界の企業を対象とする業界別の特許力 (Patent Power) ランキングにおいて、日立は前年に続き Electronics 部門で 1 位という評価を得ました。

また、図 4.2 (注) に示したように、2008 年企業グ

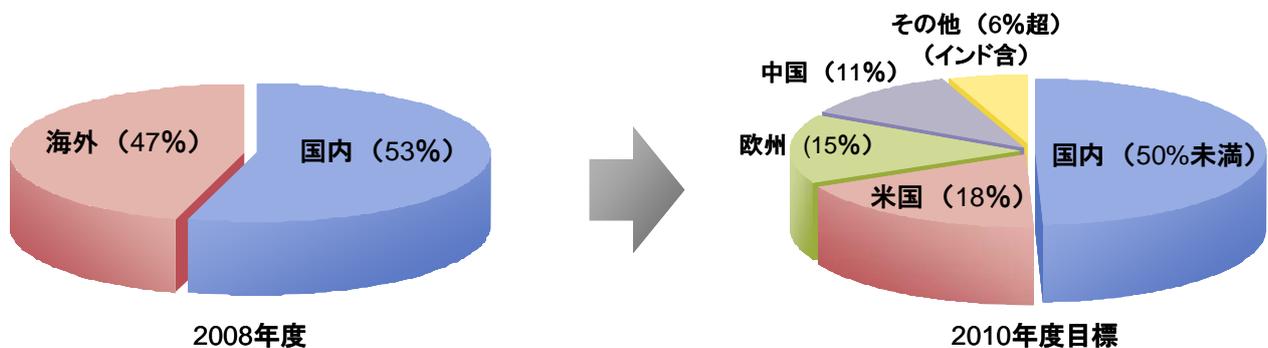


図 4.1 日立グループにおける国内出願と海外出願の比率

ループ別米国登録特許件数ランキング(日立調べ)において、日立グループは 2006 年より 3 年連続で第 3 位であり、高い水準を維持しています。

注: 図 4.2 のデータは、日立が商用検索システムを用いて集計したものです。日立グループとしてカウントしたグループ会社は参考資料 1 をご参照ください。

なお、2008 年における日立グループの日本公開特許件数、米国特許登録件数、およびそれらの事業セグメント別の構成比は、図 4.3(注)のとおりです。これらの件数および構成比は前年とほぼ同じです。

企業グループ	登録件数 (順位)	2007 年順位
三星	4,227 (1位)	1位
IBM	4,189 (2位)	2位
日立	2,289 (3位)	3位
キャノン	2,132 (4位)	4位
マイクロソフト	2,029 (5位)	—

図 4.2 2008 年企業グループ別米国登録特許件数ランキング

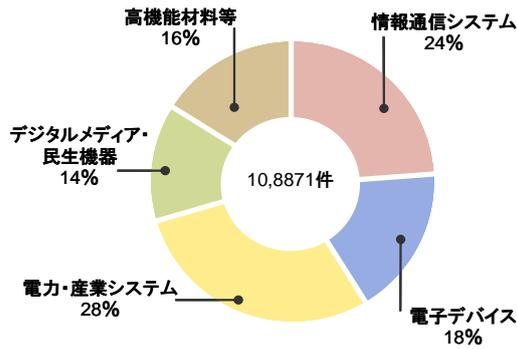


図 4.3(a) 2008 年日立グループ日本公開特許件数

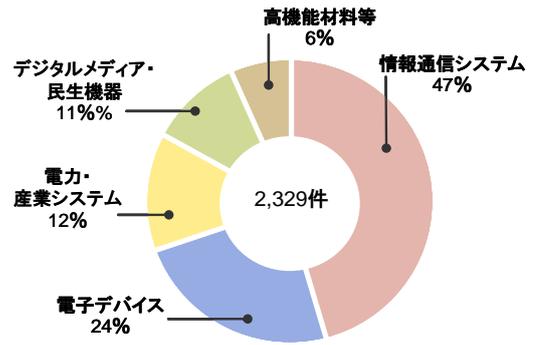


図 4.3(b) 2008 年日立グループ米国特許登録件数

1.3 主要セグメントにおける自他社比較

電力・産業システムセグメントと情報通信システムセグメントについて、2008 年の主要国(日、米、欧、中)における特許登録件数を示します。

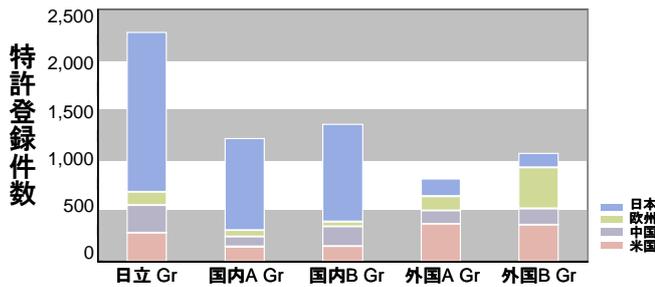


図 4.4(a) 電力・産業システムセグメントにおける主要国特許登録件数

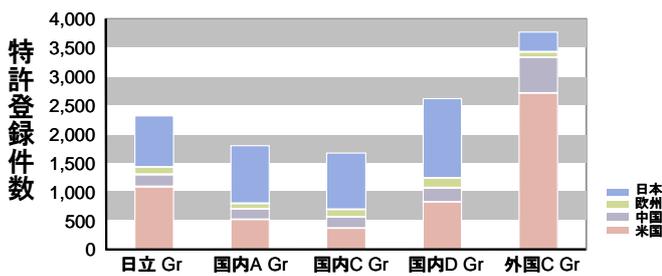


図 4.4(b) 情報・通信システムセグメントにおける主要国特許登録件数

注：図 4.3 及び図 4.4 のデータは、日立が商用検索システムを用いて集計したものです。日立グループとしてカウントしたグループ会社は参考資料1をご参照ください。また、図 4.3、図 4.4 のデータは、日立製作所とグループ会社、グループ会社間の共願があるため、一部重複カウントを含みます。比較対象とした他社グループについても同様です。

1.4 選択と集中

知財活動をグローバル化するためには、多数国での特許取得と管理が必要であり、コストがかかります。従って、注力する製品・技術分野を絞り込むとともに、その分野における特許活動にリソースを集中する必要があります。

具体的な施策としては、フラッグシップ(以下、FS)特許活動とパテントポートフォリオマネジメント(以下、PPM)活動を展開しています。FS 特許活動は選定したテーマについて、日立グループの強み技術・差別化技術に関する発明を集中的に創生する活動です。また、PPM 活動は、選定したテーマに関する国内外特許を育成し、国際競争力のある特許網の構築を図るものです。

2008 年度は、図 4.5 に示す 4 テーマを含む 7 テーマについて FS/PPM 活動を行い、特許ポートフォリオの創生・育成に注力しました。FS/PPM 活動の設定テーマ数は 2006 年度の 12 テーマから約半減しており、社会イノベーション事業への選択と集中を加速してきました。2009 年度は下記4テーマにおける特許活動を継続・拡大し、将来の日立グループ事業をサポートする特許ポートフォリオを構築します。

	テーマ	具体的技術・製品例
環境	高効率火力発電	蒸気タービン、ボイラ
	グリーン・モビリティ	HEVモータ、HEVインバータ、
	グリーンIT	空調連携データセンタ
	次世代ネットワーク(NGN)	ルータ、広帯域アクセス技術

図 4.5 FS/PPM テーマ

2. 知財の戦略的活用

2.1 知財の活用形態

知財の活用は、製品ライフサイクルにおけるフェーズと事業セグメントに応じて多様な形態が考えられます。知的財産権本部では主な活用形態を次の4つに分類しています。

- ・ 抑制・牽制効果
- ・ クロスライセンス
- ・ 特許料収入(ロイヤリティ収入)
- ・ 戦略的活用

抑制・牽制効果とは、特許ポジションの均衡を保つことにより得られる事実上のクロスライセンス効果を意味します。

クロスライセンスとは、競合会社、異業種会社、部品メーカー、顧客などとの間で結ぶ現実のクロスライセンス契約を意味し、これにより事業の自由度を確保します。

特許料収入とは、第三者に実施権を許諾することで特許料収入を得て、事業収益に貢献することを意味します。

戦略的活用とは、独占実施(戦略的パートナーへの限定ライセンスを含む)、技術のブランド化、標準化、受注貢献などを意味します。

図4.6は、日立の活用形態の変遷を概念的に示したものです。1970年代の日立の活用形態は抑制・牽制効果とクロスライセンスとの組み合わせが中心でした。1980年代に入ると、特許料収入が増加し、1985年、日立は技術料収支の黒字化を実現しました。

近年では、海外にも積極的に特許を活用しています。2000年度においては、海外からの特許料収入(注)が占める割合は全体の収入の35%でしたが、

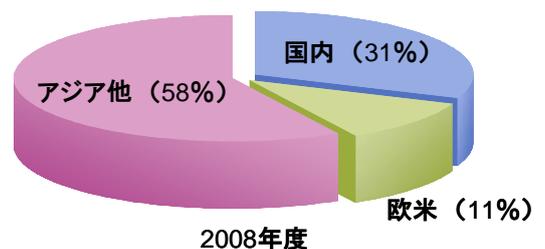
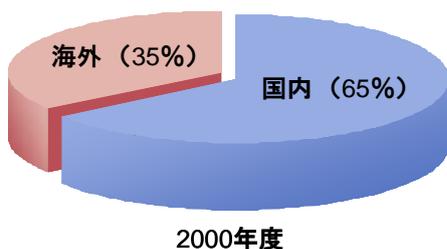


図 4.7 特許料収入の国内外内訳推移

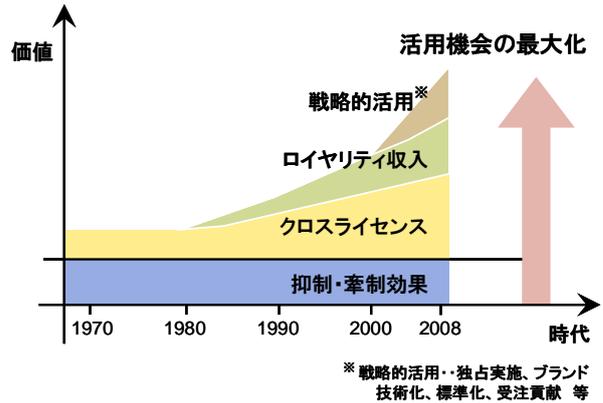


図 4.6 活用形態の多角化

2008年度においては69%にまで増加しています(図4.7)。

注: 特許料収入には、日立製作所および一部グループ会社の特許料収入が含まれます。

また、単に特許料収入増をめざすだけではなく、製品のライフサイクルと事業の性質に合わせて知財による最大限の貢献ができるよう、戦略的活用を積極的に推進しています。

2.2 戦略的活用

ここで、戦略的活用の態様をいくつか紹介します。

2.2.1 独占実施

特許権に予定されている排他的効力を最大限に活用した、自社による独占実施がこの例です。戦略的パートナーのみへの限定ライセンスもこの例に含まれます。例えば、鉄道車両の分野では、FSW (Friction Stir Welding) 技術(注)につき数百件規模の国内外特許網を構築し、この技術を独占実施しています。2007年6月現在、FSW技術が採用された車両の受注を延べ1,300両以上得ています。

注: 摩擦熱を用いた接合技術で、歪の少ない接合を可能にするもの

2.2.2 受注支援

日立グループでは、対象製品が日立グループの特許で保護されていることを、ホームページや新聞への掲載、顧客への配布物（パンフレット、提案書）に記載することで、競合他社に対する技術および特許の優位性をアピールし、受注を支援する活動を推進しています。具体例としてはセキュアクライアントPCや重電分野があります。

3. パテントクリアランス活動

日立製作所は、知的財産権に関する基本的な考え方として、「知的財産権の尊重」を掲げ、「他社の知的財産権を尊重」とともに、他社に対して「自社の知的財産権の尊重」を求めています。日立グループでは、他社の知的財産権を尊重するとともに特許紛争を未然に防止するため、パテントクリアランス（他社特許対策）活動に注力してきました。

例えば日立製作所では、他社の知的財産権を尊重するために、他社の有する特許の事前調査を行うことを社内の規則に明記し、他社の特許を侵害しない製品づくりに努めています。また、他社の知的財産権を使用する場合は、当該他社と交渉し、ライセンスを取得しています。日立グループは、パテントクリアランス活動によって知財リスクを低減し、知財問題のない製品の提供に努めるとともに、紛争処理コストの発生を予防します。

4. 発明報奨制度

日立グループは、改正特許法 35 条（2005 年 4 月 1 日施行）に適切に対応するため、同日に制度および報奨金額の透明性と納得性を高めた新しい「発明報奨制度」に改訂し、その適切な運用の定着化を図っています。発明者に対する報奨には、出願段階で行う出願報奨、登録段階で行う登録報奨、特許の社内での実施やライセンス収入につながった段階で行う実績報奨があります。特に実績報奨については、制度上、上限無しに報奨しており、制度改訂では、一

層の制度拡充を図っています。その後もより適切な制度になるよう定期的に見直しを行っています。

また、制度および報奨金額の透明性と納得性を一層高めるため、発明者から報奨に関する意見の申立を受け、会社として最終的な回答を行う「発明報奨裁定委員会」を設置しています。

さらに、発明者が、自分の創生した特許に支払われた実績報奨金の算定内容を Web 上で閲覧したり、同特許の自他社実施情報を Web 上で自己申告により会社に連絡できる「発明情報システム」を 2005 年度に構築しており、制度および報奨金額の透明性と納得性を大幅に高める運用を実現しています。

今後も「発明報奨制度」の適切な運用を図ることで、研究開発の第一線で働く社員の発明意欲向上につなげ、事業に貢献する特許を数多く創生できるように取り組んでまいります。

5. 営業秘密管理

日立グループでは、従来から営業秘密（特に技術情報）の管理に努めてきましたが、1990 年の法律（不正競争防止法）改正で営業秘密の保護強化が図られた際には詳細な会社規則を新たに制定する等により管理体制を強化し、その後も情報のデジタル化・ネットワーク化にとめない、会社規則や管理体制を整備し、問題のないよう管理してきました。

近年は、人材の流動化、中国等への技術移転にとまらぬ「意図せざる」技術情報（営業秘密）流出のおそれへの対応とともに、情報セキュリティの観点とも合わせて、従業員教育やシンククライアント PC の推進などの人的・物的対策を講じ、情報セキュリティと一体化した、一層効果的な営業秘密管理に努めています。